

令和8年2月1日から

林野火災警報

の運用を開始します

対象区域内での

火の使用が制限されます

林野火災警報等の発令時に対象区域内で制限される火の使用例

「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象



1月1日から5月31日までの林野火災多発期に発令指標を満たした場合に、林野火災警報等を発令します。発令されている場合は組合構成市の対象区域内での火の使用が制限されます。林野火災警報発令中に火の使用制限に従わない場合は、罰則が適用されることがあります。

詳しくは裏面をお読みください

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、国が林野火災予防のあり方等について検討しました。その結果、「林野火災警報等」を発令し、防火指導の強化や火の使用制限の徹底等を行うことが必要であるとされました。

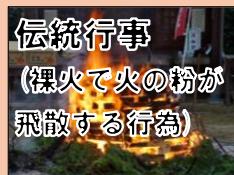
林野火災警報等の発令と火の使用制限について

1月1日～5月31日に、発令指標を満たした組合構成市に対して林野火災警報等を発令し、対象区域内での火の使用が制限されます。

	林野火災警報 (令和8年2月1日運用開始) 【消防法第22条、火災予防条例第29条】	林野火災リスク
発令指標	気象庁が強風注意報を発表し、かつ、以下のいずれかを満たす場合 ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表	左記の①又は②の条件を満たした場合
対象区域	組合構成市の「地域森林計画対象森林」 ※組合構成市：所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	
周知方法	埼玉西部消防局（ホームページ、公式X、市民向け災害情報メール、各署所のぼり旗掲示）、組合構成市から林野火災警報等のお知らせをします。	
火の使用制限対象	林野火災警報発令中は以下の火の使用の制限に従わなければなりません。 ・山林、原野等において火入れをしないこと。 ・屋外において、花火（がん具用を含む。）を行わないこと。 ・屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。 ・屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。 ・屋外において、たばこの吸いがらや灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること。	左記の火の使用の制限にご協力をお願いします。
解除指標	発令指標に該当しなくなった場合	
罰則	30万円以下の罰金又は拘留 【消防法第44条第18号】	—

林野火災警報の発令時に対象区域内で制限される火の使用例

「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象



※1 伝統行事や地域行事であっても、裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。

※2 火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等（バーベキュー台、七輪、ガス器具など）を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象となりません。

消防署への届出について（火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書【火災予防条例第45条】）

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為を行う場合は、あらかじめ管轄の消防署へ届出が必要です。

※届出により、警報発令中の火の使用制限が免除されるものではありません。

※たき火（屋外焼却）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されています。

詳しくは組合HPをご覧ください

